

厚生労働省大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

所定疾患施設療養費について(令和5年度)

1. 対象となる入所者の状態は次の通りです。
  - ・肺炎
  - ・尿路感染症
  - ・带状疱疹(抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る)
  - ・蜂窩織炎
2. 上記で治療が必要となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に算定します。また1回に連続する7日を限度とし、月1回に限り算定する。
3. 診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載する。
4. 請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載する。
5. 算定開始後は、治療の実施状況について公表する。

令和5年度 所定疾患施設療養費(肺炎・尿路感染症・带状疱疹・蜂窩織炎)239単位/日

病名	肺炎		尿路感染症		带状疱疹		蜂窩織炎	
	件数	内容	件数	内容	件数	内容	件数	内容
4月		なし	1	投薬・検査		なし		なし
5月		なし		なし		なし		なし
6月		なし	3	投薬・検査		なし		なし
7月		なし	5	投薬・検査		なし		なし
8月		なし	3	投薬・検査		なし		なし
9月		なし	5	投薬・検査		なし		なし
10月		なし	8	投薬・検査		なし	1	投薬
11月		なし	7	投薬・検査	1	投薬・検査	2	投薬
12月		なし	10	投薬・検査		なし	1	投薬
1月		なし	3	投薬・検査	1	投薬・検査	1	投薬
2月		なし	4	投薬・検査		なし	2	投薬
3月		なし	2	投薬・検査	1	投薬・検査	1	投薬
<b>年間合計</b>	<b>0</b>		<b>51</b>		<b>3</b>		<b>8</b>	